

豊丘村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 12 月 21 日 制定

令和 3 年 12 月 20 日 改正

令和 4 年 7 月 21 日 改正

令和 5 年 3 月 22 日 改正

豊丘村農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

豊丘村は、天竜川が形成した河岸段丘の中心に位置している地域で、下段地域には水田、中段地域と山間地域には果樹団地が整備され、それぞれの地域の特性を活かしながら、果樹を中心に多品種が生産されている。

しかし中山間地域を中心に、農業従事者の高齢化や担い手不足による新たな遊休農地の発生や荒廃農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、後継者や担い手の確保・育成を図るとともに、農地の将来像を描く「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法 7 条第 1 項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊丘村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び豊丘村の第 6 次総合振興計画を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、5 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	599ha	10.8ha	1.8%
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	589ha	9.7ha	1.6%
目 標 (令和 15 年 3 月)	579ha	9.3ha	1.6%

注1 現状「農地面積」は、令和4年「耕地及び作付面積統計」における耕地面積の数値を記入。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロール（農地利用状況調査）と農地利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地パトロールを実施し、その結果を基に農地の利用意向調査を行う。

なお、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地の利用関係の調整を行う。
- 農地パトロールと利用意向調査の結果は「農地台帳」へ記録・整備し、「農業委員会サポートシステム」へ反映させることで、正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 農地パトロールと同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」により、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 農地相談会の開催

- 農家の相談・サポート窓口のひとつとして、夜間の農地相談会を定期的に行い、平日の昼間相談ができない農家へのアドバイスや助言を行い、遊休農地の発生防止や解消の推進につなげる。また、地域の農地や農家の情報を収集し、遊休農地対策の検討材料とする。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	599ha	226ha	37.7%
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	589ha	337ha	57.3%
目 標 (令和 15 年 3 月)	579ha	347ha	60.0%

注 2 現状の「集積面積」及び「集積率」は「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」Ⅱ最適化活動の目標 (1) 農地の集積 ①現状及び課題 から転記。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」作成・見直しについて

○ 農業委員会として、地域（1 集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地の利用整備と利用権設定について

○ 周辺農地の利用状況や耕作者の状況を踏まえ、農地の出し手と受け手の意向を考慮し、農地集積・集約化のための利用調整・交換について利用権設定を活用し推進する。

③ 農地中間管理機構との連携について

○ 農業委員会は、村、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

○ 特に農地中間管理事業の重点区域に定められた地域については、県の農業開発公社など関係機関と連携し、農地の集積・集約の推進材料とする。

④ 1・1・1 運動の推進

○ 農業委員及び推進委員が、1 人 1 年 1 事例以上のマッチングを目指す。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和 5 年 3 月)	3 人 (3.1 ha)	0 法人 (0 ha)
5 年後の目標 (令和 10 年 3 月)	3 人 (2.1 ha)	1 法人 (0.7 ha)
目 標 (令和 15 年 3 月)	4 人 (2.8 ha)	1 法人 (0.7 ha)

注 3 それぞれの年度の数値を記入 (累計ではない)。

（２）新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携・新規参入者への支援について

- 県、農協、農業農村支援センター、営農支援センターと連絡を密にし、管内農地の借り入れ意向がある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規参入者へのフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、新規参入経営体の定着を図るため、助言や指導等、参入後のフォローアップに務める。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

豊丘村において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、豊丘村農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力